

第201500052387号
平成27年7月1日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 田口 勝蔵 様

鳥取県農林水産部
水産振興局長 三木 教立



「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正
について（協議）

このことについて、下記案件に係る改正をしたいので、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 かご網に新たにかわはぎかご網漁業の許可を新設する。
- 2 別定め的小型定置の底建網について操業実態がなくなったため、当該許可を廃止する。

担 当：水産課漁業調整担当
太田
電 話：0857-26-7318
ファクシミリ：0857-26-8131

「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正について

平成27年 月
水 産 課

1 改正の概要

以下のとおり所要の改正を行う。

- (1) かご網に新たにかわはぎかご網漁業の許可を新設する。
- (2) 別定め的小型定置の底建網について操業実態がなくなったため、当該許可を廃止し、取扱方針より削除する。

2 改正案

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第1～第7 略			第1～第7 略		
(別表)			(別表)		
1～6 略			1～6 略		
7 かご網			7 かご網		
漁業種類	項目	内容	漁業種類	項目	内容
ア～ウ 略			ア～ウ 略		
エ かわはぎ	使用船舶	10トン未満	<u>(新設)</u>		
かご網	操業区域	鳥取県沖合			
	操業期間	周年			
	制限又は条件	(1) 日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2) 使用する漁具のかご数は3個以内でなければならない。 (3) 他種漁業の操業を妨げてはならない。			
8～10 略			8～10 略		
11 小型定置			11 小型定置		
漁業種類	項目	内容	漁業種類	項目	内容
ア～ウ 略			ア～ウ 略		
<u>(削除)</u>			エ 底建網		<u>別に定める。</u>
12～15 略			12～15 略		

附 則

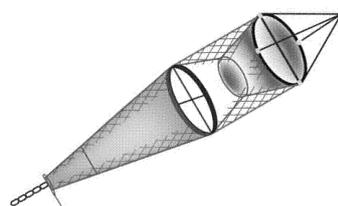
この改正は、平成27年 月 日から適用する。

カワハギかご網の許可制導入について

平成27年7月16日 鳥取県水産課

1. 漁具の構造

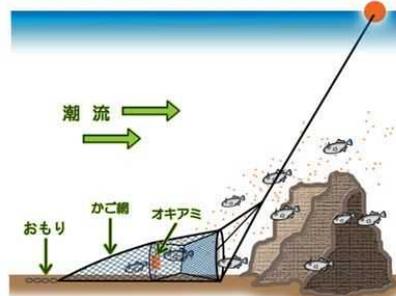
漁具は、身網と魚捕網からなり、身網の上部にかえり網を設ける。網地を図のように用い、左右を縫い合わせて筒状にし、中に竹などで作った直径160～170センチ程度の輪を入れて作成する。



2. 漁法

操業は日の出から日没にかけて行い、漁場に着くとアミエビのブロックを網の中へ取付け、潮の流れを考慮しながら瀬の中へ設置する。網は、魚が入りやすいように寝かせ傾向し、できるだけ瀬に沿って設置する。1回の操業時間は、魚が餌を食いつくさないまでの、40～60分程度で揚網する。漁具は3セット使用し、順次操業していく。

当該漁業は鳥取県中部地区で盛んに行われている。



3. 現在の規制等

- ・公的な規制は設けられていない（自由漁業扱い）
- ・自主的な取組として、産卵期である6、7月に休漁期間を設けている（資源管理計画、中部振興協議会申し合わせ）
- ・操業者同士の漁場の競合を避けるため、瀬（漁礁）の占有個数（2～3個）※、1隻辺りのかご数（3個以内）を制限している（中部振興協議会申し合わせ）

※瀬の占有個数については、大きな瀬は2個まで、小さな瀬は3個までとなっている。また、大きな瀬については現場で漁業者間で相談の上、一つの瀬に2者がかごを設置して良いこととなっている。

4. 現状（自由漁業として扱っている）の問題点

当該漁業をかご網と解釈すると（かわはぎかご網漁業）

- ・鳥取県海面漁業調整規則第8条により、本来かご網漁業は知事の許可をうけなければならない。

当該漁業をたも網と解釈すると（かわはぎたも網漁業）

- ・鳥取県海面漁業調整規則第44条により、遊漁者でも使用できる漁具となってしまう。

その他の問題

- ・自由漁業扱いとしていると、鳥取県沖合での県外漁業者による当該漁法の操業を排除できない。
- ・他種（釣り）漁業者からの苦情も発生（瀬の占有、まき餌の使用により、釣りで魚が釣れにくくなる等）

5. 許可制を導入すべき理由

- ・上記の問題点の解消
- ・現在の申し合わせ事項を許可の制限条件等にする事により、より実効性のある規制となる→漁業秩序の構築
- ・漁業の規模（資源への影響、漁場の占有）からも、許可漁業にすべき漁業。

6. 許可制を導入した場合の（漁業者の）デメリット

- ・許可事務、許可手数料（5t以上）の発生
- ・許可内容の違反について、取締の対象となる（罰則発生）

【参考】鳥取県海面漁業調整規則抜粋

第8条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号から第9号までに掲げる漁業の方法により営む漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業の方法により営む漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第14号に掲げる漁業の方法による漁業にあつては、漁業法第8条 第1項の規定により漁業権の内容たる地びき網漁業を営む権利を有する者が当該権利に係る漁業を営む場合は、この限りでない。

(略)

(7) かご網(こういか、ひらつめがに及びきんこばいの採捕を目的とするもの、総トン数10トン以上の動力漁船によるずわいがにの採捕を目的とするもの並びに漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項第12号 に掲げる海域以外の日本海の海域においてかごを使用してべにずわいがにの採捕を 目的とするものを除く。以下当該漁業の方法による漁業を「かご網漁業」という。)

(略)

第44条 漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合を除き、次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

(略)

(2) たも網及びさ手網

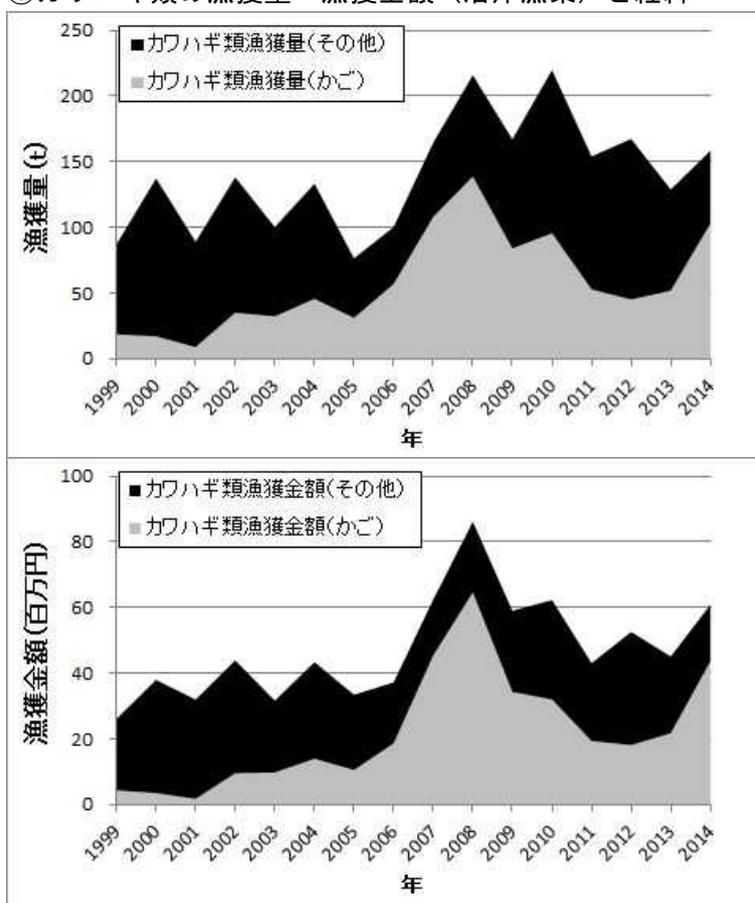
(略)

7. 許可内容(案)について

項目	内容(案)	備考(調整事項等)
使用船舶	10トン未満	・現状で10トン以上船の実績なし
操業区域	鳥取県沖合	
操業期間	周年	・中部地域では申し合わせ事項として6-7月休漁(今後自主規制として運用) ・福部地区では、オキアミを使用した操業がなく、クラゲが獲れる6-7月が盛漁期
制限又は条件	(1) 日没から日の出までの間は操業してはならない	・現状で夜間の操業の実態はなし ・今後、漁法の改良等により夜間操業が可能となった場合、刺網漁業等との競合を避けるため設定
	(2) 使用する漁具のかご数は3個以内でなければならない	・同種漁業者間の漁場競合回避のため設定 ・中部地域では申し合わせ事項として確立されている ・全県漁業者の合意必要
	(3) 他種漁業の操業を妨げてはならない。	
※中部で実施されている禁漁期については、今後も自主規制として運用。 ※瀬の占有個数の制限については、実効性ある取締が不可能なこと、漁業者の現場判断や漁業者間コミュニケーションに依存する部分が大いため、許可の制限条件としない。		

【参考】

①カワハギ類の漁獲量・漁獲金額（沿岸漁業）と経緯



※経緯（かご網による漁獲実態）

- 2001年まで
漁獲は福部のみ
- 2002年
酒津、浜村、夏泊、泊などで漁獲開始
- 2003年
青谷で漁獲開始
- 2007年
賀露で本格漁獲開始
- 2008年
赤碕で漁獲開始

②操業従事者数（平成27年3月現在と過去5年以内の操業者数）

	東	浦富	田後	網代	福部	賀露	酒津	浜村	夏泊	青谷	泊	中部	赤碕	中山	御来屋	淀江	米子	境港	合計
現在	0	1	0	0	5	14	5	1	3	8	2	1	2	0	0	0	0	0	42
過去5年実績	0	1	0	1	7	17	8	6	3	9	6	2	4	0	0	0	0	0	64

③調整の経過

- 関係漁業者への説明と意見聞き取り（H27年1～4月）
 - ・かわはぎかご網の操業実態のある地区を中心に説明と意見聞き取りを実施。
 - ・許可制の導入自体については、概ね反対意見なし。
 - ・一部地域の漁業者から、操業区域を線引きするように求める意見があった。
- 第352回鳥取海区漁業調整委員会で報告（H27年3月24日）
- 平成27年度鳥取県資源管理実践協議会で審議（H27年5月19日）
 - ・許可制の導入及び許可の条件等について審議し、水産課案に合意することを承認。

その他改正の概要

平成27年7月16日 水産課

1 小型定置、底建網の許可の廃止

- ・鳥取県東部（鳥取市福部町沖）で底建網の操業を開始するため、平成23年10月28日に許可を新設。
- ・当該漁業が平成24年12月14日付けで廃業。
- ・当面、当該漁業の許可の見込みがないため、許可を廃止する。

小型定置（底建網）漁業許可取扱方針

（趣旨）

第1 鳥取市福部町地先において、この漁業を試験的に操業する場合の許可に関しては、鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）並びに漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針（昭和51年8月1日施行）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（漁業の種類及び定義等）

第2 当該漁業の種類及びその定義等は、次のとおりとする。

（1）漁業の種類 小型定置（底建網）漁業

（2）定義 漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業に該当しないもので、一定の場所に相当期間に渡って、身網及び垣網等の網具を錨と錨綱で海底に沈めて固定する小規模な漁具で、底魚等を対象として採捕するものをいう。

（操業区域）

第3 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点（世界測地系による。）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域とする。なお、括弧内は日本測地系によるもの。

点ア	北緯35度34分01秒	東経134度13分42秒	（北緯35度33分49秒	東経134度13分52秒）
点イ	北緯35度33分47秒	東経134度13分44秒	（北緯35度33分36秒	東経134度13分54秒）
点ウ	北緯35度33分59秒	東経134度14分35秒	（北緯35度33分48秒	東経134度14分44秒）
点エ	北緯35度34分13秒	東経134度14分33秒	（北緯35度34分01秒	東経134度14分42秒）

（操業期間）

第4 当該漁業の許可の操業期間は、1月1日から12月31日までとする。

（許可の有効期間）

第5 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から3年とする。

（許可の制限又は条件）

第6 当該漁業の許可に当たっては、次の各号に掲げる制限又は条件を付す。

（1）共同漁業権漁業の操業を妨げてはならない。

（2）身網の設置される場所の最深部は、最高潮時において水深27メートル以浅でなければならない。

（3）敷設漁具は3統以内でなければならない。

（4）当該漁具が敷設されていることが明確に判断できる標識を設置しなければならない。

（5）当該漁具を敷設した場合及び漁具を移動させたときは、すみやかに報告しなければならない。

（6）許可後は毎月その翌月までに、操業状況及び漁獲物の販売状況等について報告しなければならない。

（その他）

第7 その他、当該漁業の許可申請等に関しては、次のとおりとする。

1 許可の対象

組合又はその長の推薦を受けた組合員が営む場合に限る。

2 許可申請の際の条件

地元及び関係地区の漁業協同組合の同意を事前に得ていること。

3 許可の申請時における提出書類

（1）申請理由書

（2）事業計画書（別紙様式第1号）

（3）底建網設置に関する関係漁業協同組合の同意書

（4）漁具敷設位置図及び敷設図（緯度・経度表示等により明示すること）

（5）その他知事が必要と認めた書類（代表者選定届、船舶使用承諾書等）

4 操業報告書の様式

操業状況の報告は、別紙様式第2号により行うこと。

附 則

この方針は、平成23年10月 日から施行する。

漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針

第1 趣旨

漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する漁業(以下「法定知事許可漁業」という。)及び鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号。以下「規則」という。)第8条各号に規定する漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱いについては、漁業に関する法令及び規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

第2 漁業の許可等をしない漁業

規則第8条第7号に規定するかご網漁業のうち、えび類を対象とするものについては、漁業の許可(以下「許可」という。)又は起業の認可はしないものとする。

第3 許可又は起業の認可の対象

県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する漁業者又は、県が相互に協議した場合において、その決定に基づく者は、許可又は起業の認可の対象となることができる。

第4 許可又は起業の認可をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可をしないものとする。

- 1 知事が漁業調整上又は資源保護上支障がないものと認めた場合を除き、同一人が同種の漁業について2以上の許可又は起業の認可を申請した場合
- 2 第3の規定により県が相互に協議決定した場合を除き、本県に登録された漁船以外の船舶を使用する場合
- 3 許可又は起業の認可を受けた者が規則又は漁業に関する法令に違反した場合であって、これに対する行政処分が完了しない間にその者から承継する場合
- 4 起業の認可を受けた者から、規則第27条の規定による相続又は合併以外の事由により、その地位を承継して許可又は起業の認可を申請した場合
- 5 当該漁業の経営が実質上他人の支配するものであると認められる場合
- 6 規則第8条第1号に規定する小型まき網漁業のうちぼらまき網漁業及び同条第2号に規定するまき刺網漁業に掲げる漁業のうちぼらまき刺網漁業並びにたいまき刺網漁業であって、規則第43条に規定する東部海域(鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以東の海域)以外の海域を操業区域とするもの及び同条第6号に規定するこぎ刺網漁業のうちたいこぎ刺網漁業、同条第7号に規定するかご網漁業のうちべにずわいがにかにかご漁業及び同条10号に規定するしいらつけ漁業は、当分の間、当該漁業の許可を受けた者が当該漁業の許可の有効期間の満了日到来のため改めて申請をした場合又は当該漁業の許可の有効期間中に当該漁業を廃止したため、相続又は合併以外の事由によりその廃止に基づいて他の者が引き続き当該漁業を営む場合その他これに準ずると認められる場合で、かつ、漁業調整上支障がないと認められる場合以外の場合
- 7 規則第8条第13号に規定するかつら網漁業について、県内の漁業協同組合(生産組合を含む。)でないもの(当該組合の組合員7人以上が共同して行う場合を除く。)が営む場合
- 8 規則第8条第13号に規定するかつら網漁業について、同一漁業協同組合の地区内において2以上の許可又は起業の認可を申請した場合
- 9 法定知事許可漁業のうちえびけた網漁業について、次に掲げる許可又は起業の認可の申請がなされた場合
 - (1)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線を境にして両海域相互間における承継及び操業区域に係る許可又は起業の認可の変更の申請
 - (2)漁業協同組合に所属しない者が新たに許可及び起業の認可の申請をする場合において、関係漁業協同組合長の同意がない申請
- 10 1から9までに掲げる場合のほか、知事が漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認められた場合において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて方針を定めた場合

第5 許可又は起業の認可の申請に必要な提出書類

- 1 許可等の申請に当たっては、次の表に示す書類を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に定める書類のほか、漁業の許可又は起業の認可の判断に必要な書類の提出を求めることができる。

申請事項 関係書類	申請理由書	共同経営説明書	代表者選定届	代表者変更届	船舶使用承諾書又は船舶解約書又は	戸籍謄本	同意書〔は共同経営者又は共同相続人又〕	定款及び登記簿謄本	廃業届	漁船建造許可指令書写し	許可証又はその写し	認可指令書又はその写し	漁具の規模構造図
許可申請(新規)	○	△	△	△	△			△					○
許可申請(継続)	○	△	△	△	△			△			○		○
許可申請(代船)	○	△	△	△	△			△	○		○		○
許可申請(承継)	○	△	△	△	△			△	○		○		○
起業の認可に基づく許可申請	○	△	△	△	△			△	△			○	○
許可内容変更許可申請	○	△	△	△	△						○		△
許可証書換交付申請	○	△	△	△	△						○		△
相続申請	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
許可証再交付申請	○												
起業の認可申請	○	△	△	△	△			△	△	△			○
起業の認可変更許可申請	○	△	△	△	△			△		△		○	△
起業の認可期間延長許可申請	○									△		○	

※○印は必ず提出、△印は必要に応じて提出

第6 許可又は起業の認可の内容等

第1に掲げる漁業の許可又は起業の認可について、その操業区域、操業時期及び制限又は条件は、別表のとおりとする。ただし、知事が漁業調整又は水産資源の保護培養を図るため支障があると認められた場合は、その必要に応じて措置するものとする。

第7 中海及び境水道における島根県漁業者についての特例

第1から第6までの規定にかかわらず、中海及び境水道の鳥取県海域における島根県漁業者への漁業の許可又は起業の認可等の取扱いについては、別紙のとおりとする。

(別表)

1 中型まき網

漁業種類	項目	内容
ア きんちやく網	使用船舶	5トン以上40トン未満
	操業区域	【15トン未満船(東部海域(鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以東の海域をいう。))】 鳥取県沖合(最大高潮時海岸線から7,000メートル以内及び鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎を結ぶ線以内の海域を除く。) 【15トン未満船(東部海域以外の海域)】 鳥取県沖合(最大高潮時海岸線から5,500メートル以内並びに鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎を結ぶ線以内の海域を除く。) 【15トン～20トン船】 鳥取県沖合(最大高潮時海岸線から9,000メートル以内及び鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎を結ぶ線以内の海域を除く。) 【20トン～40トン船】 鳥取県沖合(最大高潮時海岸線から15,000メートル以内の海域を除く。)
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	【10トン未満船】 (1)火船の隻数は、2隻以内でなければならない。 (2)使用する船舶の合計隻数は、3隻以内でなければならない。 【10トン以上船】 (1)火船の隻数は、2隻以内でなければならない。 (2)使用する船舶の合計隻数は、5隻以内でなければならない。
イ とびうおまき網	使用船舶	10トン未満(5トン以上)
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	操業期間	5月1日から8月31日まで
	制限又は条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。
ウ 1 そうまきぼらまき網 2 そうまきぼらまき網	使用船舶	10トン未満(5トン以上)
	操業区域	鳥取県日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。
エ もじゃこまき網	使用船舶	10トン未満(5トン以上)
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) ※規則第45条による規定により、最大高潮時海岸線から7,000メートル以内禁止。
	操業期間	6月1日から7月31日まで(操業期間のうち23日以内)
	制限又は条件	(1)もじゃこ以外は、採捕してはならない。 (2)海区第15号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に譲渡又は販売してはならない。 (3)漁具に使用する網地の目合は、26節より粗い目合としなければならない。 (4)日没から日の出までの間は操業してはならない。 (5) 操業中は標識を掲げなければならない。 (布地：50センチメートル四方で黄色。文字：一文字につき10センチメートル四方以上。)

		(6) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他	〔定義〕 もじゃこを漁獲対象としてまき網漁法により操業する中型まき網漁業をいう。 〔基本的取組〕 境港市地先魚類小割り式養殖業(海区第15号)のぶり養殖に要する種苗の採捕を目的とする。 〔許可隻数〕 中型・小型合わせて7隻以内 〔操業日数〕 操業期間のうち23日以内 〔起業の認可の期間〕 10か月間 〔許可の有効期間〕 1年間

2 小型まき網

漁業種類	項目	内容
ア とびうおまき網	使用船舶	5トン未満
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	操業期間	5月1日から8月31日まで
	制限又は条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。
イ 1 そうまきぼらまき網 2 そうまきぼらまき網	使用船舶	5トン未満
	操業区域	鳥取県日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。
ウ もじゃこまき網	使用船舶	5トン未満
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) ※規則第45条による規定により、東部海域では、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内禁止、東部海域以外では最大高潮時海岸線から4,000メートル以内禁止。
	操業期間	6月1日から7月31日まで(操業期間のうち23日以内)
	制限又は条件	(1) もじゃこ以外は、採捕してはならない。 (2) 海区第15号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に譲渡又は販売してはならない。 (3) 漁具に使用する網地の目合は、26節より粗い目合としなければならない。 (4) 日没から日の出までの間は操業してはならない。 (5) 操業中は標識を掲げなければならない。 (布地：50センチメートル四方で黄色。文字：一文字につき10センチメートル四方以上。) (6) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他	〔定義〕 もじゃこを漁獲対象としてまき網漁法により操業する小型まき網漁業をいう。 〔基本的取組〕 境港市地先魚類小割り式養殖業(海区第15号)のぶり養殖に要する種苗の採捕を目的とする。 〔許可隻数〕 中型・小型合わせて7隻以内 〔操業日数〕 操業期間のうち23日以内 〔起業の認可の期間〕 10か月間 〔許可の有効期間〕 1年間

3 小型機船底びき網

漁業種類	項目	内容
ア えびけた網	使用船舶	5トン以下(220kW(50馬力)以下)
	操業区域	【東部地区】 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の距岸600メートル以遠の鳥取県沖合 【西部地区】

	鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
操業期間	<p>【東部地区】 6月1日から翌年3月31日まで</p> <p>【西部地区】 5月1日から翌年2月末日まで</p>
制限又は条件	<p>【東部地区】</p> <p>(1)鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域においては、距岸2,500メートル以内は周年操業してはならない。</p> <p>(2)鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線、東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野との境界から正北の線の間海域においては、1月1日から5月31日まで及び9月1日から同月30日までの期間は、距岸1,000メートル以内、また6月1日から8月31日までの期間は、距岸1,500メートル以内は操業してはならない。</p> <p>(3)東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野との境界から正北の線、東伯郡北栄町と同郡琴浦町との境界から正北の線の間海域においては、6月1日から8月31日までの期間は、距岸1,500メートル以内、9月1日から翌年5月31日までの期間は、距岸1,000メートル以内は操業してはならない。</p> <p>(4)東伯郡北栄町と同郡琴浦町との境界から正北の線と鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線との間の海域においては、距岸1,500メートル以内は周年操業してはならない。</p> <p>(5)漁具に使用する袋網部分の網地の目合を、6月から8月までの3か月間に限り、5センチメートル(7節よりも大きい目合)以上とする。</p> <p>(6)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【西部地区(94kW(30馬力)以下)】</p> <p>(1)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線上5,000メートルの点、日野川河口中央と島根県松江市地蔵崎突端を結ぶ線上3,000メートルの点、米子市と境港市との境界から66度2,000メートルの各点を結ぶ線以内は周年操業してはならない。</p> <p>(2)米子市と境港市との境界から66度の線と鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から290度の線以内の海域においては、5月1日から7月31日までの期間は操業してはならない。</p> <p>(3)船橋両面に次に示す色により幅0.3メートルの色別塗装をしなければならない。(日本塗装工業会色標番号F2-134号だいたい色)</p> <p>(4)島根県松江市地蔵崎と鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央を結んだ線以東の海域においては、漁具に使用する袋網部分の網地の目合を、6月から8月までの3か月間に限り、5センチメートル(7節よりも大きい目合)以上とする。</p> <p>(5)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【西部地区(94kW超 220kW以下(30馬力超 50馬力以下))】</p> <p>(1)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線上5,000</p>

		<p>メートルの点、同点と鳥取県日野川河口中央から島根県松江市地蔵崎突端を見通す線上3,000メートルの点とを結ぶ線と、阿弥陀川河口中央と地蔵崎突端を結ぶ線との交点、地蔵崎突端を順次直線で結んだ線以内の海域においては、周年操業してはならない。</p> <p>(2)島根県松江市地蔵崎と鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央を結んだ線以東の海域においては、漁具に使用する袋網部分の網地の目合を、6月から8月までの3か月間に限り、5センチメートル(7節より大きい目合)以上とする。</p> <p>(3)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
イ かいけた網	使用船舶	<p>【東部地区、西部地区(中海及び境水道を除く)】</p> <p>—</p> <p>【西部地区(中海及び境水道を含む)】</p> <p>5トン未満(継続許可の場合は、現状トン数とする。)</p>
	操業区域	<p>【東部地区】</p> <p>鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合</p> <p>【西部地区(中海及び境水道を含む)】</p> <p>鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(米子市と境港市との境界から66度の線、阿弥陀川河口中央から290度の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。)</p> <p>【西部地区(中海及び境水道を除く)】</p> <p>鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道並びに米子市と境港市との境界から66度の線、阿弥陀川河口中央から290度の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。)</p>
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	<p>【東部地区】</p> <p>(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【西部地区(中海及び境水道を含む)】</p> <p>(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2)共同漁業権の漁場区域内においては、当該漁業権者の同意がなければ操業してはならない。</p> <p>(3)中海で操業してはならない。</p> <p>(4)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【西部地区(中海及び境水道を除く)】</p> <p>(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2)共同漁業権の漁場区域内においては、当該漁業権者の同意がなければ操業してはならない。</p> <p>(3)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
	その他	<p>【西部地区(中海及び境水道を含む場合)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規許可はしない。 ・継続申請は従前どおりの操業区域とする。 ・承継許可は中海及び境水道を除いた操業区域で許可する。
ウ 自家用餌料びき網	使用船舶	5トン以下(220kW(50馬力)以下)
	操業区域	<p>鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)で、当該漁業者の住所の所在する漁業協同組合の地先海域(許可を受ける者ごとに別に定める。)</p> <p>境港地区については、「境港市と米子市との境界から66</p>

	度(磁針方位、以下同じ。)の線、島根県松江市美保関町美保関と同町福浦との境界から180度の線、境港市旧灯台から87度の線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域は除く。)」
操業期間	5月1日から11月30日まで
制限又は条件	(1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から23時までとする。 (3)(境港地区は除く)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。
その他提出書類	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
その他	〔定義〕 小型機船底びき網を使用して、一本つり漁業の餌であるえびを対象に操業する漁業をいう。 〔許可隻数〕 1漁業協同組合(1支所)3隻以内

4 まき刺網

漁業種類	項目	内容
ア 1 そうまきは まち狩刺網 2 そうまきは まち狩刺網	使用船舶	—
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	(1)火光を使用して威嚇してはならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
イ たいまき刺網	使用船舶	—
	操業区域	鳥取県沖合(中海並びに次の点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。) 点ア 最大高潮時海岸線における米子市と境港市との境界点 点イ 点アから66度の線と点ウから島根県松江市地蔵崎を見通す線との交点 点ウ 最大高潮海岸線における鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央点
	操業期間	7月1日から10月31日まで
	制限又は条件	(1)網目は5センチメートル以上でなければならない。 (2)網肩及びびき網の長さは、それぞれ250メートル未満でなければならない。 (3)他種漁業の操業を妨げてはならない。
ウ 1 そうまきぼ らまき刺網 2 そうまきぼ らまき刺網	使用船舶	【中海及び境水道を除く】 — 【中海及び境水道を含む】 5トン未満
	操業区域	【中海及び境水道を除く】 鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【中海及び境水道を含む】 鳥取県沖合
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	【中海及び境水道を除く】 他種漁業の操業を妨げてはならない。 【中海及び境水道を含む】 (1)中海及び境水道の区域については、漁具は、浮子方の長さ450メートル以内でなければならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。

	その他	【中海及び境水道を含む】 ・新規許可はしない。ただし、現在許可を受けている者が、廃業等して、今後許可を受けない場合は、その範囲で新規許可をすることができる。
エ 1 そうまきぼら狩刺網	使用船舶	【中海及び境水道を除く】 － 【中海及び境水道を含む】 5トン未満
	操業区域	【中海及び境水道を除く(米子市に住所を有する者)】 米子市と境港市との境界から66度の線以東の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【中海及び境水道を除く(境港市に住所を有する者)】 米子市と境港市との境界から66度の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【中海及び境水道を含む】 鳥取県沖合
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	【中海及び境水道を除く】 他種漁業の操業を妨げてはならない。 【中海及び境水道を含む】 (1)中海及び境水道の区域については、漁具は、浮子方の長さ450メートル以内でなければならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他	【中海及び境水道を含む】 ・新規許可はしない。ただし、現在許可を受けている者が、廃業等して今後許可を受けない場合は、その範囲内で新規許可をすることができる。

5 機船船びき網

漁業種類	項目	内容
ア さより船びき網	使用船舶	【東部地区(御来屋支所以東の者)】 5トン以下 【西部地区(淀江支所以西の者)】 10トン未満(操業区域に中海及び境水道が含まれる場合は5トン以下。ただし、昭和53年以前から5トン超船で継続許可の場合は、現状トン数とする。)
	操業区域	【東部地区】 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合 【西部地区(中海及び境水道を含む)】 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合 【西部地区(中海及び境水道を除く)】 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く)
	操業期間	11月1日から翌年6月30日まで
	制限又は条件	【東部地区】 (1)網目は2センチメートル以上でなければならない。 (2)網肩の全長は30メートルを超えてはならない。 (3)ひき網の全長は片側30メートルを超えてはならない。 (4)第三種共同漁業権漁場の区域内並びに東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野との境界から358度40分の線、

		<p>同町と同郡北栄町との境界から358度40分の線及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの線に囲まれた海域においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、4月1日から6月30日までの期間は日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(5)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【西部地区】</p> <p>(1)網目は2センチメートル以上でなければならない。</p> <p>(2)網肩の全長は30メートルを超えてはならない。</p> <p>(3)ひき網の全長は片側30メートルを超えてはならない。</p> <p>(4) (5トン以下船 (昭和53年以前から5トン超船で継続して許可を受けているものを含む) の場合) 第三種共同漁業権漁場の区域内においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(5トン超10トン未満船 (昭和53年以前から5トン超船で継続して許可を受けているものを除く) の場合) 共同漁業権漁場の区域内においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、操業してはならない。</p> <p>(5) (中海及び境水道を含む場合) 中海で操業してはならない。</p> <p>(6)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
	その他	<p>【西部地区(中海及び境水道を含む場合)】</p> <p>・新規許可はしない。ただし、現在許可を受けている者が、廃業等して今後許可を受けない場合は、その範囲で新規許可をすることができる。</p>
イ 2 そうびきい わし、あじ 機船船びき 網	使用船舶	—
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	操業期間	10月15日から翌年5月31日まで
	制限又は条件	<p>(1)島根県地蔵崎突端から正東の線以北の海域においては、10月15日から10月31日までの期間は操業してはならない。</p> <p>(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
ウ 1 そうびきい わし船びき 網	使用船舶	5トン未満(中海及び境水道のみの場合は10トン未満とする。)
	操業区域	鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合
	操業期間	10月15日から翌年3月31日まで
	制限又は条件	<p>(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2)第三種共同漁業権の漁場区域内においては、当該漁業権者の同意を得なければ操業してはならない。</p> <p>(3)網肩の長さは100メートルを超えてはならない。</p> <p>(4)ひき網の長さは80メートルを超えてはならない。</p> <p>(5)網船以外の船舶を使用してはならない。</p> <p>(6)島根県地蔵崎突端から正東の線以北の海域及び境水道においては、10月15日から10月31日までの期間は操業してはならない。</p> <p>(7)(中海及び境水道を含む場合は追加) 中海で操業してはならない。</p>
	その他	[許可隻数] 5隻以内
エ わかさぎ機船 船びき網	使用船舶	3トン未満
	操業区域	鳥取県沖合(中海海域に限る。)

操業期間	10月15日から翌年3月31日まで
制限又は条件	(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2)わかさぎ以外を採捕の目的としてはならない。 (3)碇で固定した船舶に網を引き寄せる漁法以外により操業してはならない。 (4)船舶を敷設漁具の施設を利用して固定してはならない。 (5)漁具は、網目1センチメートル以上、浮子方の長さ100メートル以内でなければならない。 (6)既設の漁具の周囲50メートル以内の区域では、操業してはならない。 (7)江島大橋南端以北の中海においては操業してはならない。 (8)船舶の航行を妨げてはならない。 (9)他種漁業の操業を妨げてはならない。
その他提出書類	わかさぎ網手繰網漁業操業実績証明書
その他	〔定義〕 動力漁船(単船)によりわかさぎの魚群を網で打ち回し、船を錨止めした上で網を絞って船上に引き上げ、わかさぎを漁獲する漁業をいう。 〔許可の対象者〕 鳥取県に在住し、中海海域においてわかさぎ網漁業を営んでいた者 〔許可隻数〕 7隻以内

6 こぎ刺網

漁業種類	項目	内容
ア きすこぎ刺網	使用船舶	—
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	(1)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以東の海域における第三種共同漁業権漁場の区域内においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域は操業してはならない。 (2)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以西の海域における第三種共同漁業権漁場の区域内においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域は操業してはならない。 (3)網目は3センチメートル以上でなければならない。 (4)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の海域においては、3月1日から4月30日までの期間は操業してはならない。
イ たいこぎ刺網	使用船舶	—
	操業区域	【米子市に住所を有する者】 米子市と境港市との境界から66度の線、鳥取県日野川河口中央から正北の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 【境港地区】 米子市と境港市との境界から66度の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	操業期間	7月1日から11月30日まで
	制限又は条件	(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。

	(2)網目は3センチメートル以上でなければならない。 (3)網地を二重以上にしてはならない。 (4)2隻以上の船舶を使用してはならない。
--	--

7 かが網

漁業種類	項目	内容
ア べにずわいか ご網	使用船舶	旧トン 100トン未満 新トン 100トン未満(旧トンで許可を受けた船が改測された場合は、128トン未満とする。)
	操業区域	鳥取県沖合(北海道茂津多岬突端から正西(真方位)の線以北の海域並びに、北海道茂津多岬突端から正西(真方位)の線、北緯40度30分以北の東経138度の線、北緯40度30分、東経138度の点と北緯37度30分、東経135度の点を結ぶ線、北緯37度30分、東経135度の点と北緯37度30分、東経134度の点を結ぶ線及び北緯37度30分、東経134度の点と北緯36度、東経134度の点を結ぶ線以東の海域及び外国200海里、日韓共同規制水域を除く。)
	操業期間	9月1日から翌年6月30日まで
	制限又は条件	(1)水深800メートル以浅の海域においては、操業してはならない。 (2)雌がに及び甲幅9センチメートル以下の雄がにを採捕してはならない。 (3)使用するかごの総数は <u>※連</u> 以内で、1連150個以内でなければならない。 (※)50トン以上船9連、50トン未満船6連 (4)漁獲量が別途通知した漁獲割当量に達した場合は、操業を停止しなければならない。 (5)使用するかごの網目は、内径15センチメートル以上でなければならない。 (6)かご1連ごとに方50センチメートル以上の赤旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げ、ボンデン竿の中央より下部に横13センチメートル、縦18センチメートル以上の大きさの木札を付し、旗及び木札には、上から順に県名、連番号、船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。 (7)音波浮上式ブイを使用してはならない。 (8)使用船舶の舷側中央部に次に示す色により、幅0.2メートル、長さ10メートルの色別塗装をしなければならない。(日本塗料工業会色標番号：C2-134赤色) (9)別に示す様式により、翌月7日までに漁獲成績を知事に報告しなければならない。ただし、累積漁獲量が漁獲割当量の90パーセントに達した後は、水揚げごとに報告しなければならない。 (10)漁獲物等陸揚港は、境港に限る。 (11)(50トン以上の船舶を使用する場合)自船の位置が常に明らかとなる自動記録装置付き船位測定機器を備え付け、操業期間中は常時自船の位置を記録し、当該記録は1年間保管しなければならない。 (12)別に示す様式により、毎日の正午位置を当該日の翌々日(祝祭日、休日に該当する場合はその翌日)までに知事に報告しなければならない。
その他	[許可の対象者]	

		<p>(1)昭和63年3月末現在、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶をもって申請した場合</p> <p>(2)従前の許可期間中に操業の実績を有する場合(操業実績を有しない場合、①許可を受ける者が当該漁業を営む意思を有し、自己所有船舶、漁具等を保有し、常時出漁可能である場合、②許可受有者の経営内容からみて、客観的に当該漁業に着業することが可能と判断される場合、③許可を受ける者の都合以外の事由により操業を抑制していることが明らかである場合はこの限りでない。)</p> <p>(3)鳥取県かにかご漁業組合長の副申書が添付されている場合</p>
イ ふぐかご網	使用船舶	—
	操業区域	<p>【湯梨浜町大字宇谷以東の者】</p> <p>鳥取県西伯郡甲川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合</p> <p>【湯梨浜町大字宇野以西の者】</p> <p>鳥取県東伯郡天神川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合</p>
	操業期間	6月1日から12月31日まで
	制限又は条件	<p>(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2)使用するかごの総数は2連以内で、1連35個以内でなければならない。</p> <p>(3)幹なわの両端に水面上1.5メートル以上の高さに1辺の長さ50センチメートル以上の赤色の旗流し(根拠地、船名及び氏名を記入したもの。)を標識として設置しなければならない。</p> <p>(4)水深15メートル以浅では操業してはならない。</p>
ウ ばいかご網	使用船舶	20トン未満
	操業区域	東経134度22.2分(世界測地系)以西の鳥取県沖合(ズワイガニ増殖場内を除く。)
	操業期間	6月1日から8月31日まで
	制限又は条件	<p>(1)えっちゅうばい、つばい、えぞぼらもどき(以下「ばい類」という。)以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。</p> <p>(2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。</p> <p>(3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を1.5メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。</p> <p>(4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。</p> <p>(5)操業期間終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。</p> <p>(6)使用する漁具の連数は6連以内で、1連のかごの個数は200個以内でなければならない。</p> <p>(7)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
	その他	〔許可の有効期間〕1年間

エ かわはぎかご網	使用船舶	10トン未満
	操業区域	鳥取県沖合
	操業期間	周年
	制限又は条件	(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2)使用する漁具のかご数は3個以内でなければならない。 (3)他種漁業の操業を妨げてはならない。

8 しいらつけ

漁業種類	項目	内容
しいらつけ	使用船舶	—
	操業区域	漁業協同組合(支所)ごとに区域を設定(操業区域は別に定める。)
	操業期間	6月1日から10月31日まで
	制限又は条件	(1)各つけ木の間隔は、それぞれ1,500メートル以上としなければならない。 (2)各つけ木の敷設は、漁場区域の沖出し線と平行に一直線としなければならない。 (3)各つけ木の標識は、つけ木番号(灘側から順次1, 2, 3, ... とする。)と船名を記入し、見やすい場所に設置しなければならない。

9 固定式刺網

漁業種類	項目	内容
ア 一重網	使用船舶	【中海及び境水道を除く】 — 【中海及び境水道のみ又はこれを含む】 5トン未満
	操業区域	【中海及び境水道を除く】 鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【中海及び境水道を含む】 鳥取県沖合 【中海及び境水道のみ】 鳥取県沖合(米子市と境港市との境界から島根県松江市大海崎町大海崎鼻突端を結んだ線以北の中海海域及び境水道に限る。)
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	【中海及び境水道を除く】 他種漁業の操業を妨げてはならない。 【中海及び境水道を含む】 (1)中海及び境水道の区域は、漁具は、浮子方の総延長1,000メートル以内でなければならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。 【中海及び境水道のみ】 (1)漁具は、浮子方の総延長1,000メートル以内でなければならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他	【中海及び境水道のみ又はこれを含む場合】 ・新規許可はしない。ただし、現在許可を受けている者が、廃業等して今後許可を受けない場合は、その範囲で新規許可をすることができる。
イ 三重網	使用船舶	【中海及び境水道を除く】

	<p>—</p> <p>【中海及び境水道のみ又はこれを含む】 5トン未満</p>
操業区域	<p>【鳥取市福部町以東の者、鳥取市浜坂～阿弥陀川(賀露本所～御来屋支所)の者】 鳥取県日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合</p> <p>【阿弥陀川(淀江支所)以西の者(中海及び境水道を除く)】 鳥取県西伯郡甲川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)</p> <p>【阿弥陀川(淀江支所)以西の者(中海及び境水道を含む)】 鳥取県西伯郡甲川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合</p>
操業期間	1月1日から12月31日まで
制限又は条件	<p>【鳥取市福部町以東の者】</p> <p>(1)使用する漁具の網肩の総延長は1,000メートル以内で、3張り以上使用してはならない。</p> <p>(2)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以東の海域においては、日の出から日没までの間は操業してはならない。</p> <p>(3)鳥取市浜坂と同市福部町との境界から323度40分の線以東の海域においては、最大高潮時海岸線から500メートル以内は、操業してはならない。</p> <p>(4)鳥取市浜坂と同市福部町との境界から323度40分の線以西の海域においては、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内は、操業してはならない。</p> <p>【鳥取市浜坂～阿弥陀川の者】</p> <p>(1)使用する漁具の網肩の総延長は1,000メートル以内で、3張り以上使用してはならない。</p> <p>(2)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以東の海域においては、日の出から日没までの間は操業してはならない。</p> <p>(3)鳥取市浜坂と同市福部町との境界から323度40分の線以東の海域においては、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域は、操業してはならない。</p> <p>(4)鳥取市浜坂と同市福部町との境界から323度40分の線以西の海域においては、最大高潮時海岸線から500メートル以内は、操業してはならない。</p> <p>【阿弥陀川以西の者(中海及び境水道を除く)】</p> <p>(1)使用する漁具の網肩の総延長は1,000メートル以内で、3張り以上使用してはならない。</p> <p>(2)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以東の海域においては、日の出から日没までの間は操業してはならない。</p> <p>(3)最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域においては、操業してはならない。ただし、境港市新屋町3268番地2地先、新屋川左岸の標杭、同標杭から61度(真方位)3,030メートルの点及び島根県松江市美保関町海崎鼻先端を順次直線で結んだ線以北の海域は除く。</p> <p>【阿弥陀川以西の者(中海及び境水道を含む)】</p> <p>(1)使用する漁具の網肩の総延長は1,000メートル以内で、3張り以上使用してはならない。</p> <p>(2)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵</p>

		<p>崎とを結ぶ線以東の海域においては、日の出から日没までの間は操業してはならない。</p> <p>(3)最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域においては、操業してはならない。ただし、中海及び境水道並びに、境港市新屋町3268番地2地先、新屋川左岸の標杭、同標杭から61度(真方位)3,030メートルの点及び島根県松江市美保関町海崎鼻先端を順次直線で結んだ線以北の海域は除く。</p> <p>(4)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
	その他	<p>【中海及び境水道のみ又はこれを含む場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規許可はしない。ただし、現在許可を受けている者が、廃業等して今後許可を受けない場合は、その範囲で新規許可をすることができる。
ウ 磯屋刺網	使用船舶	—
	操業区域	当該漁業者の所属する漁業協同組合(支所)が管理する第一種共同漁業権漁場の区域(操業区域は別に定める。)
	操業期間	3月1日から8月31日まで
	制限又は条件	<p>(1)使用する漁具の網肩の総延長は1,000メートル以内で、3張り以上使用してはならない。</p> <p>(2)午後7時から翌日午前4時までの間は操業してはならない。</p> <p>(3)人為的に光、音等を利用して威嚇してはならない。</p> <p>(4)もず(くじめ、あいなめの仲間)、べら(きゅうせんの仲間)、こういか以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。</p> <p>(5)操業中、網の両端に水面上1.5メートル以上の高さの漁具標識を掲示しなければならない。</p>
	その他提出書類	関係漁業協同組合(支所)長の同意書
	その他	【許可の対象者】操業区域に係る第一種共同漁業権を管理する漁業協同組合(支所)長の同意を得た者

10 かつら網

漁業種類	項目	内容
かつら網	使用船舶	—
	操業区域	地先最大高潮時海岸線から5,000メートル以内の鳥取県沖合で、許可を受ける者ごとに操業区域を設定(操業区域は別に定める。)
	操業期間	6月1日から11月30日まで
	制限又は条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。

11 小型定置

漁業種類	項目	内容
ア ふくろ網	使用船舶	—
	操業区域	鳥取県沖合(中海海域に限る。)
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	なし
	その他	・新規許可はしない。ただし、現在許可を受けている者が、廃業等して今後許可を受けない場合は、その範囲で新規許可をすることができる。
イ ます網	使用船舶	—
	操業区域	鳥取県沖合(中海海域に限る。)で、許可を受ける者ごとに操業区域を設定(操業区域は別に定める。)

	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	なし
ウ 小型定置網	使用船舶	—
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)で、許可を受ける者ごとに操業区域を設定(操業区域は別に定める。)
	操業期間	許可を受ける者ごとに定める。
	制限又は条件	(1)共同漁業権漁業の操業を妨げてはならない。 (2)当該漁具が敷設されていることが明確に判断できる標識を設置しなければならない。
	その他提出書類	(1)小型定置網設置に関する関係漁業協同組合の同意書 (2)資金調達計画書 (3)経営収支見込み書 (4)漁具敷設位置図並びに敷設図(基点、方位、距離表示等により明示すること)
その他	〔定義〕一定の場所に相当期間に渡って漁具を敷設するもので、漁具は垣網、囲網、身網等で構成されるものである。身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深27メートル以浅のものをいう。 〔漁業種類〕落網、ます網(つぼ網) 〔許可数〕原則、1漁業協同組合(1支所)に1統(漁業調整上、資源保護上支障のない場合であって、接続して敷設され、かつ、各漁具が共同漁業権の漁場内にある2統(親子網)については、この限りでない。) 〔許可条件〕関係漁業協同組合の同意を事前に得ていること。 〔許可の対象者〕漁業協同組合又はその組合員7名以上の共同経営体 〔起業の認可の期間〕10か月間	
エ 底建網		別に定める。

12 小型いかつり

漁業種類	項目	内容
ア 小型いかつり (県内船5トン以上30トン未満)		別に定める。
イ 小型いかつり (県外船)		別に定める。

13 地びき網

漁業種類	項目	内容
地びき網	使用船舶	—
	操業区域	【北栄町地先以外】 東伯郡北栄町以外の地先で、許可を受ける者ごとに操業区域を設定(操業区域は別に定める。) 【北栄町地先】 東伯郡湯梨浜町と同郡北栄町との境界から358度40分(真方位、以下同じ。)の線、北栄町と同郡琴浦町との境界から353度40分の線及び最大高潮時海岸線から2,000メートルの線によって囲まれた海域
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	【北栄町地先以外】

		なし 【北栄町地先】 (1)操業の際は、他船舶の安全航行を確保するため、入網から網をひき始めるまでの間、回転灯を点灯した網船又は監視船を配置しなければならない。 (2)標識として1辺の長さが90センチメートル以上の旗をその部分が水面上1.5メートル以上の高さになるように設置しなければならない。標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ1箇所以上、左右両側のひき網部については袖網部標識から海岸線に向かって400メートルごとにそれぞれ計2箇所以上設置し、1網の合計が7箇所以上設置することとする。また、すべての標識には電灯その他見やすいものを取り付け、夜間にあつては点灯等させなければならない。 なお、袋網部の標識には1本の竿に赤白色旗、右側の袖網部及びひき網部の標識には白赤色旗を、左側の袖網部及びひき網部の標識には赤白色旗を用いるものとする。 (3)他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他	【北栄町地先】 〔許可の最高限度〕4件 〔船舶の安全航行を確保するための措置〕操業時に陸上の小屋に赤白色旗又は赤旗を掲げる。また、網揚場所に回転灯を点灯する。

14 すくい網

漁業種類	項目	内容
すくい網	使用船舶	3トン以上10トン未満
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道に限る。)
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	(1)中海で操業してはならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他提出書類	すくい網漁業操業実績証明書
	その他	〔許可の対象者〕鳥取県に在住し、中海海域及び境水道において、すくい網漁業を営んでいた者

15 潜水器

漁業種類	項目	内容
潜水器	使用船舶	—
	操業区域	地先海域(ただし、隣接する漁業協同組合の地先海面において、その同意を得たときはこの限りでない。操業区域は別に定める。)
	操業期間	当該漁業者の所属する漁業協同組合(支所)ごとに別に定める期間(ただし、漁獲物の種類がかきの場合、6月1日から8月31日までとする。)
	制限又は条件	【漁獲物の種類がかきのみ】 (1)かき以外は採捕してはならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。 【漁獲物の種類がかき以外を含む】 (1)かきの採捕は、6月1日から8月31日までとする。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他提出書類	所属及び関係漁業協同組合(支所)の同意書

	その他	<p>〔定義〕潜水器(「潜水器」とは、人力のみの限度を超えて、積極的に潜水時間を長くしたり、潜水深度を深める等のため、空気又は酸素等を補給する器具(ポンプ、ボンベ等)を具備したものをいう。)を使用して行う漁業をいう。</p> <p>〔許可の対象者〕漁業協同組合(支所)又はその組合員</p> <p>〔許可数〕漁業協同組合(支所)が営む場合を除き、1漁業協同組合組合(1支所)当たり6名以内</p> <p>〔許可の有効期間〕1年間</p>
--	-----	--

附 則

- 1 この方針は昭和51年8月1日から適用する。
- 2 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針(昭和41年4月)及び小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針(昭和41年7月)並びにまき網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針(昭和43年5月)は、廃止する。
- 3 この方針施行前にした漁業の許可又は起業の認可は、その漁業の許可又は起業の認可の有効期間中は、この方針に基づいてしたものとみなす。

(以下、略)

附 則

この方針は、平成21年5月20日から適用する。

附 則

この方針は、平成21年9月18日から適用する。

附 則

この方針は、平成21年10月30日から適用する。

附 則

この改正は、平成22年5月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年10月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年10月28日から適用する。

附 則

この改正は、平成24年5月15日から適用する。

附 則

この改正は、平成24年10月4日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年2月26日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年5月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年 月 日から適用する。